

こんにちは！ 室長の工藤です。

今回は、藩政時代に描かれた村の絵図のうち、天和4年（貞享元年・1684）に弘前藩庁が命じた村況調査の一環で作成された絵図で、「天和書上絵図」（以下「書上絵図」）と呼んでいるものを紹介します。

書上絵図は一村につき二点ずつ作成され、一点は藩庁（本図）にそしてもう一点は庄屋のもとに控図として保管されました。明治時代になり、本図は県庁に引継がれ、その後多くは県立図書館に移管されました。そして、アジア太平洋戦争中は、書上絵図をはじめ貴重な資料は疎開していたのですが、戦争が終わり疎開先から戻ってきた直後、昭和20年（1945）11月の県庁の火災により書庫を類焼しこれらの資料は焼失しました。

ですから、現在確認できる書上絵図は、①本図を写したものの、②控図もしくはその写しのいずれかになります。

書上絵図はよく知られた絵図なので、市内のいわゆる「郷土誌」「町村誌」といったもののなかでスケッチ的に描かれ掲載されてきました。しかし、その典拠となる①もしくは②の絵図はほとんど確認できません。

一方、書上絵図の捜索を進めていくなかで、明治30年（1897）に写された書上絵図を8か村分発見しました。なかには書き写した人の名前が記されていたり、当時町村を監督した役所である「青森県東津軽郡役所」の押印があるものもありました。なぜこの年に書上絵図は写されたのだろうか…謎解きの始まりです。



高田村天和書上絵図写（歴史資料室蔵）

調査を進めていくと、これらの書上絵図は、県庁が保管していた本図を東津軽郡役所に持ち込んで写したものであることが判明しました。写した主体は各村です。実は、私は東津軽郡役所の押印があるので、郡役所で作成したものだろうと見ていたのですがそうではなかったのです。そして、郡役所の印は、本図を写したものであることを証明する「証印」の役割であったのです。

では、なぜ明治 30 年に村々が藩政時代の村絵図を写したかといいますと、明治 6 年の地租改正で官有林に指定された山林のなかに民有林が含まれており、その民有林を回復するための調査がこの年津軽五郡で実施されたのです。その際、書上絵図に照合することが指示されていたので、村ではこの絵図を写したのです。

現在私が確認できたのは 8 か村分だけですが、多くの村で写したと思うので今後さらなる発見があることを期待しています。